

山口市上下水道事業先抜け方式入札実施要領

山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する工事及び建設コンサルタント業務等について、市内事業者の過大受注による工事又は業務の品質低下の防止及び市内事業者の育成等を踏まえた受注機会の確保を目的に実施する先抜け方式の入札に関し必要な事項は、山口市先抜け方式入札実施要領の例による。この場合において、「山口市」とあるのは「山口市上下水道事業管理者」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。